

天王寺区地域自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 天王寺区における相談支援事業をはじめ障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な協議の場として設置する。

(掌握事務)

第2条 天王寺区地域自立支援協議会は次に掲げる業務を行う。

- (1) 困難事例への対応についての協議調整
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築
- (3) 地域の社会資源の活用及び改善の検討
- (4) その他、地域の相談支援体制の充実に必要とされる事項の検討

(組織)

第3条 天王寺区地域自立支援協議会は議長及び委員で組織する。

- 2 議長は天王寺区保健福祉センター保健福祉課長をもって充てる。
- 3 天王寺区地域自立支援協議会の委員については、次に掲げるところを基準とし、地域の実情に応じて選定する。
 - (1) 障がい（当事者）団体
 - (2) 障がい者相談支援事業者（委託・指定）
 - (3) 障がい福祉サービス事業者
 - (4) 障がい者雇用企業
 - (5) 公共職業安定所
 - (6) 就業・生活支援センター
 - (7) 区社会福祉協議会
 - (8) 身体障害者・知的障害者相談員
 - (9) 前各号の掲げる者のほか、障がい者支援に関する知識・経験を有するもの
- 4 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。
ただし、補欠の委員の任期は前任者の任期の残任期間とする。

(委員長)

第4条 議長は自立支援協議会を代表し、業務を総理する。

- 2 議長が、自立支援協議会に出席できない場合は第7条の事務局において、あらかじめ議長の指名する者がその職務を代行する。

(会議)

第5条　自立支援協議会は議長が招集する。

(意見の聴取)

第6条　天王寺区自立支援協議会は、必要があるときは、委員以外の者から意見又は説明を求めることができる。

(事務局)

第7条　天王寺区自立支援協議会の事務局は天王寺区保健福祉センター保健福祉課内に置く。

(その他)

第8条　この要綱に定めるものの他、会議の運営に必要な事項は福祉局障がい福祉課と協議して決める。

付 則

この要綱は、平成19年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年9月19日から施行する。